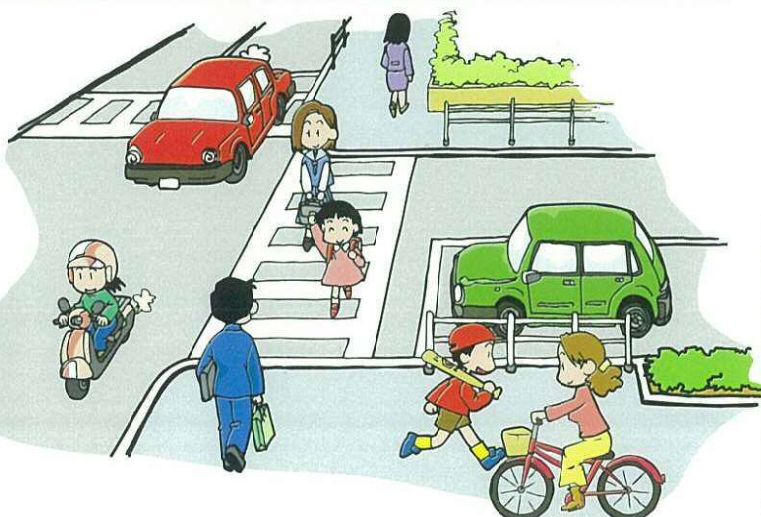


交通災害 共済に 加入しましょう!

年額500円で
3万円～80万円の
見舞金

自転車による
事故も対象と
なります

1日間の
通院日数より
支給されます



加入申込年中受付中!!

●共済の制度・目的

- 1 この制度は、相互扶助の精神にのっとり不幸にして交通事故により死亡又は、傷害を受けた方へ会費の中から御見舞金をお渡しする制度です。
- 2 管内住民が交通事故により災害を受けた場合、これを救済し生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

●加入できる人

この共済は、日高管内に居住し住民登録をしている方はどなたでも加入できます。

●加入の方法

この共済は、各自治会ご担当者様のご協力をいただきながら、加入申込の手続きを進めておりますが、まだ加入されていない、あるいは加入を忘れている場合は、お近くの役場窓口に申込用紙が備え付けられておりますので、是非この機会にご加入ください。

●受付期間

年度当初の申込から途中加入の申込まで各町役場担当課で**年中**受け付けています。

●見舞金の請求等

この共済は、自転車による事故も対象となります。見舞金の請求期間は、交通事故による災害を受けた日から1年間です。万が一、交通事故に遭われた場合は、役場の窓口へご相談ください。

■共済見舞金基準額

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡の場合	800,000円
2等級	101日以上治療期間を要する傷害を受けた場合	100,000円
3等級	31日以上100日以下	50,000円
4等級	30日以下	30,000円

※治療期間とは入院日数及び通院日数(投薬日数を除く)を合算した治療日数をいう。

事務取扱及びお問い合わせ

- 日高町役場 ☎01456-2-5131
- 日高町総合支所 ☎01457-6-2001
- 平取町役場 ☎01457-4-6113
(ふれあいセンターびらとり内)
- 新冠町役場 ☎0146-47-2111
- 新ひだか町役場 ☎0146-43-2111
- 新ひだか町三石庁舎 ☎0146-33-2111
- 浦河町役場 ☎0146-22-2311
- 様似町役場 ☎0146-36-2111
- えりも町役場 ☎01466-2-2111



日高地区交通災害共済組合